

納税者権利憲章(仮称)、国税不服審判制度、共通番号制度について

平成22年4月1日

日本商工会議所

1. 納税者権利憲章(仮称)について

- 租税制度に対する納税者の信頼を高めるため、税務執行における手続規定を定めるなど、納税者にとって望ましい税務行政の確立を目指す必要がある(税務調査の結果・処分理由の書面通知等)。
- 納税者の更正の請求期間(1年)を、課税庁と同等の期間(5年)とすべきである。
- 税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税者の事務負担を最小限にすることが求められている。

2. 国税不服審判所について

- 国税不服審判所の中立性・公平性の確保のため、外部人材の審判官を増加させることなどにより、第三者性を高めることが必要である。

3. 社会保障・税共通の番号制度について

- 所得の捕捉による納税の公平化、給付付き税額控除の導入などの観点から、社会保障・税共通の番号制度の導入を検討すべき時期にきている。
- ただし、検討する際は、情報漏えい防止に万全を期すとともに、目的外利用の禁止や罰則の設置など、国民の不安を払拭できる十分な措置を講じ、国民の理解を得た上で、円滑な導入を目指す必要がある。

以上